

高松市監査委員告示第 16 号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 5 年 6 月 30 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	大	西		智
同	山	下		誠

監査結果に基づく措置通知

（定期監査・行政監査）

（令和5年6月30日）



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	R元	R2.2.28	第4号	指摘【重点】	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P24	都市整備局	市営住宅課	R5.6.8
2				指摘【重点】	普通財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P24			
3				指摘【重点】	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの	P24			
4	R3	R4.2.28	第3号	指摘	適正な実績確認について	P14	教育局	人権教育課	R5.5.31
5				意見	市の名木及び標柱の保存・管理について	P18	都市整備局	公園緑地課	R5.5.12

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

（2）財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じた最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	指 摘【重 点】		
指 摘 の 項 目	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1 か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P24		
公 表 文 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年6月8日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件指摘事項については、令和4年度から、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成し、適正に事務処理を行っている。 また、公有財産事務取扱規則等の遵守については、リスクマネジメント会議等を活用し、課内職員に対して周知徹底を図るとともに、再発防止に努め、以降、適切に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	指 摘【重 点】		
指 摘 の 項 目	普通財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P24		
公 表 文 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年6月8日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件指摘事項については、令和4年度から、貸付期間が1か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」を作成し、適正に事務処理を行っている。 また、公有財産事務取扱規則等の遵守については、リスクマネジメント会議等を活用し、課内職員に対して周知徹底を図るとともに、再発防止に努め、以降、適切に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	指 摘【重 点】		
指 摘 の 項 目	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P24		
公 表 文 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年6月8日
所管課等	都市整備局 市営住宅課
措置結果	本件指摘事項については、令和3年度から、使用料を免除する場合には、申請者から使用料減免申請書を徴することとし、適正に事務処理を行っている。 また、公有財産事務取扱規則等の遵守については、リスクマネジメント会議等を活用し、課内職員に対して周知徹底を図るとともに、再発防止に努め、以降、適切に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和4年2月28日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	適正な実績確認について		
指 摘 の 内 容	教育活動指導費補助事業補助金については、明確かつ具体的な補助対象経費に関する基準を制定し、各委員会に対してその基準を周知徹底するとともに、所管課として適正な実績確認をされたい。		
公表文該当 ページ	P14		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/2020228teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年5月31日
所管課等	教育局 人権教育課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和4年4月に「高松市教育活動指導費補助事業に係る補助対象経費の基準」を制定するとともに、同月に当該補助事業に関する研修会を開催したことにより、各委員会に対して、その基準の周知徹底を図った。 また、各委員会から提出された4年度実績報告書について、所管課として、当該基準に基づき補助対象経費に該当するかどうかの判断を厳格に行うことにより、適正な実績確認を行った。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和4年2月28日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	市の名木及び標柱の保存・管理について		
意 見 の 内 容	市の名木指定が解除された後は、標柱を撤去するなど、適切な工作物の管理を実施されたい。 また、名木診断の結果に基づき、治療費の助成を勧奨するなど、効果的な名木の保存について、検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P18		
公 表 文 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20220228teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年5月12日
所管課等	都市整備局 公園緑地課
措置結果	本件意見については、名木指定が解除された後も標柱が残存しているもののうち、撤去の同意が得られたものについて、令和4年度末で標柱の撤去を完了した。 今後においても、適宜、名木診断を実施しながら、不健全な樹木があった場合には、治療費の助成を勧奨するなど、適切な名木の保存・管理を実施することとしている。